

(公 印 省 略)
三環政第 1 8 1 号
令和 8 年 1 0 月 1 日

各区長 様

三木市環境政策課長

生ごみ処理機等購入補助事業周知チラシの回覧について
(依頼)

秋晴の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市環境行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ごみの焼却処分の際に発生する二酸化炭素の発生抑制による地球温暖化防止をはじめとした、脱炭素につながる運動「デコ活」推進の一環として、生ごみの資源化を促し、ごみ減量化を図るため、生ごみ乾燥機やコンポストを購入した費用の一部について補助（上限 3 万円）する生ごみ処理機等購入補助事業に取り組んでいます。

つきましては、御多用中お手数をお掛けしますが、別添のチラシを貴地区内で回覧の上、制度の周知に御協力くださるよう御依頼申し上げます。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 送付物 | 別添のとおり |
| 2 | 送付部数 | 貴地区の回覧部数 |
| 3 | 問合せ先 | 市民生活部環境政策課（担当：吉田、丹田）
電話：0794-82-2000（内線：2363） |

回覧

令和 8 年 1 0 月 1 日

各 位

生ごみ処理機等購入補助事業について（ご案内）

ごみの焼却処分の際に発生する二酸化炭素の発生抑制による地球温暖化防止をはじめとした、脱炭素につながる運動「デコ活」推進の一環として、生ごみの資源化を促し、ごみ減量化を図るため、生ごみ乾燥機やコンポストを購入した費用の一部について補助（上限 3 万円）する生ごみ処理機等購入補助事業を実施しています。

ぜひ、市内の「デコ活」の推進の取り組みに御協力いただき、補助金について御申請くださいますよう御案内いたします。

【問合せ先】
三木市市民生活部環境政策課
担当：吉田、丹田
電話：0794-82-2000（内線 2363）

三

木

市

生ごみ処理機器等 購入補助金

購入
期間

令和8年6月1日(月)



令和8年12月31日(木)

申請
期間

令和8年6月1日(月)



令和9年2月26日(金)

※ 申請期間内でも、予算枠に到達した時点で受付を終了する場合があります。

補 助 額

- 購入額の50%を補助
(上限3万円)

※ 送料、クーポン割引、ポイント利用分は、対象外です。

対 象 機 器

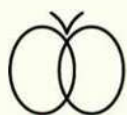


コンポスト容器



生ごみ乾燥機

事業に関する市ホームページはこちら▼



デコ活

くらしの中のエコろがけ



その他詳しい条件等は裏面をご覧ください。

対象機器等

機器等の種類

生ごみ乾燥機



コンポスト容器



1世帯又は1事業所につき、コンポスト容器及び生ごみ処理機のそれぞれ1基までの申請をすることができます。

申請チェックリスト

申請時の確認事項

☐ 三木市に住民登録があり、現に居住していること

☐ 三木市に住所及び主たる事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人であって、市内で事業を営んでいること

☐ 市税を滞納していないこと

☐ 中古品でないこと

☐ 令和8年6月1日から令和8年12月31日までの期間に、三木市内の実店舗で購入していること

申請時の添付書類

☐ 領収書の写し ※ 納品書は不可
(購入日、購入費用、機器の種類・名称、販売店の名称・所在地が記載されていること)

☐ 振込先金融機関の通帳等の写し
(銀行名、支店名、口座番号、名義人の分かるページであること)

申請書に必要な書類を添付し、郵送又は窓口に持参してください。



2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動のこと

お問い合わせ先 三木市 環境政策課 環境政策係 TEL: 82-2000